

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 30 件

厚生年金関係 30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を平成7年7月1日に訂正し、標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月29日から同年7月1日まで

私は、A社C支店に平成7年6月28日まで支店長として勤務したのち、翌日29日にグループ会社B社の取締役就任した。給与も月給として連続して受け取っており、保険料も控除されている。24歳から65歳まで失業期間は無く、欠落は全く考えられないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたB社の社内報及び同社商業登記簿役員欄から、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが確認できる（A社からB社に異動）。

また、上記の社内報及び同社商業登記簿役員欄から、申立人が平成7年6月29日付けで、同社取締役に就任していることが確認できる。

一方、A社からB社の役員として異動した複数の者（平成5年6月29日付け就任4名、9年6月27日付け就任1名、11年6月25日付け就任1名）の資格喪失日はすべて7月1日となっていることから、A社においては6月中に役員としてB社に転籍した者については7月1日に資格喪失した旨の届出を行う取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A社に照会をしたところ、「申立人についても、本来、7月1日喪失とすべきであったと思われます。」と回答していることから、申立人

のA社C支店における資格喪失日は平成7年7月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年5月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認め、保険料も納付していないとしており、事業主が保存していた、健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ平成7年6月29日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和33年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社B店に勤務していた期間のうち、昭和33年9月21日から同年10月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。私は同年10月に新規開店する同社B店要員として、同年4月1日に同社C店に正社員として入社し、研修を兼ねて同店で働いていた。同社B店の開店日が近づいた同年9月21日に同社C店から同社B店に異動になったと記憶している。厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたと思うが、当時の給与明細書などは無い。

申立期間に同社B店で勤務していたことに間違い無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和33年9月1日にA社B店において被保険者となっている。

また、事業主は、申立人がA社B店要員として、昭和33年4月1日に同社C店に正社員として入社し、同年9月下旬ごろ、同社C店から同社B店に異動になったと証言している上、申立人と同日に同社C店に入社し、申立人と同時に同社C店から同社B店に異動になった複数の同僚も同様の証言をしている。

さらに、事業主は、関連資料等を保管していないため不明であるとしな

がらも、申立人の異動日は当時の状況からみて昭和33年9月21日であったと考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年9月21日に同社C店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の届出は、A社C店での資格喪失及び同社B店での資格取得の届出を各事業所がそれぞれ適切に行っていたと考えており、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和19年4月22日に、資格喪失日に係る記録を20年9月20日に訂正し、標準報酬月額を60円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月22日から20年9月20日まで

私は、申立期間については、A社B所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。昭和19年4月22日に同社に正社員として入社し、同所の工場へ配属されて旋盤工として働いた。その後、同年12月に同工場内の他班に異動となり、研磨工として20年9月20日まで勤務した。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の在籍証明書から、申立人が申立期間に、A社B所に継続して勤務していたことが認められる。

また、現在のA社は「同社の従業員であれば、申立期間当時でもすべて厚生年金保険の被保険者として取り扱っていたはずである。」旨の回答をしている。

さらに、「申立人が昭和19年4月22日にA社B所に入社し、申立人と同じ旋盤工として、一緒に勤務していた。」と証言している同僚は、申立期間に同社B所における被保険者となっている。

加えて、申立人が挙げた同僚及びA社B所の厚生年金保険被保険者名簿により連絡を取ることができた元従業員は、「当時、A社B所で勤務していた者は、全員が正社員であった。」と証言しており、申立人の主張と一致している。

このほか、社会保険事務所の保管するA社B所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同じ昭和3年生まれで、昭和18年及び19年に資格取得している者が24名確認できることから、申立人の当時の年齢（15歳）の被保険者もいたことが確認できる上、そのうち昭和18年4月1日に資格取得している者が12名、19年4月1日に資格取得している者が1名おり、申立人と同様に学校を卒業して入社後すぐに厚生年金保険被保険者となっている状況もみられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間にA社B所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B所の同僚の記録から、60円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B所の後継会社であるとしているD社では、「昭和20年前後の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控の中に、申立人の届出書がないことから申立てどおりの昭和19年4月22日資格取得、20年9月20日資格喪失の届出はされておらず、申立人はA社B所の従業員として厚生年金保険の適用を受けていないと考えられ、D社では、保険料納付の義務は無い。」旨の主張をしているが、上記被保険者資格取得届控には、社会保険庁の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の記録も無い上、当時のA社B所の従業員名簿が保存されていないことから、従業員全員分の被保険者資格取得届控であるといえない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年4月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成5年6月の厚生年金保険の被保険者資格喪失時から、4年2月にさかのぼって標準報酬月額が53万円から34万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年6月30日以降の同年9月28日に、申立人を含む9名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は上記の53万円から、34万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成10年3月から13年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月21日から13年2月20日まで
平成10年3月21日から13年2月20日までA社に勤務していたが、実際にもらっていた給与と比べて、社会保険庁の標準報酬月額が少ない金額となっている。申立期間の給料明細書も持っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から、標準報酬月額53万円相当の総支給額を支給されていたことが確認できる。

一方、申立人は、給与明細書から、4万1,250円の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、この保険料に一致する標準報酬月額は無く、この保険料に係る標準報酬月額は47万円に相当するものと考えられる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成10年3月から13年1月までの期間にわたり一致せず、また、この期間には、事業主から社会保険事務所に対して、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の届出が3回出されることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで

社会保険庁の記録によると、夫がA社に勤務した期間のうち、平成5年6月の厚生年金保険の被保険者資格喪失時から、4年2月にさかのぼって標準報酬月額が53万円から34万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年6月30日以降の同年9月28日に、申立人を含む9名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は上記の53万円から、34万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月は53万円、3年2月から4年4月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年5月29日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成4年5月の厚生年金保険の被保険者資格喪失時から、3年1月にさかのぼって標準報酬月額が8万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月は53万円、3年2月から4年4月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日以降の5年1月4日に、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、8万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の平成3年1月は53万円、3年2月から4年4月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月20日から同年6月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和43年3月20日にA社に入社しているにもかかわらず、資格取得日が同年6月1日という記録になっており、資格取得日に3か月の差違があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、入社当初から正社員であった。」と回答している上、申立人と同日に入社した5名の同社に係る被保険者資格取得日は昭和43年3月20日となっている。

さらに、上記の同僚のうち1名は、「申立人は私と同じ業務に従事していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が同社に昭和43年3月20日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日が昭和 43 年 6 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年3月31日まで
私は、社会保険事務所から標準報酬等についての文書が届き、平成8年10月から11年2月までの標準報酬月額が、8年10月にさかのぼって50万円から9万2,000円と減額処理されている。
減額された事はないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は50万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成11年3月31日）以降の平成12年1月12日付けで、8年10月から11年2月までの期間の標準報酬月額が遡及して9万2,000円に減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書から、申立人はA社の役員であったが、当該訂正処理が行われた日以前の平成10年3月31日に役員を退任していることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立人について、申立人は海外からの製品輸入を担当していて、B国在住が長かった。」と証言していることから申立人が社会保険事務所に権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から11年2月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月16日から6年10月31日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成5年6月16日から6年10月31日までの標準報酬月額が、11万8,000円から8万円に引き下げられているが、私の知らないところで、このようなことが勝手に行われているなどとは思ってもいなかったもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する11万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）の後の7年1月27日付けで、遡^{そきゅう}及して8万円に引き下げられており、このような訂正処理が、申立人を含む11名（うち役員1名）について行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年11月30日まで

私は、平成7年12月から11年10月までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、9年4月から同年10月までの標準報酬月額が、当初の59万円から30万円に引き下げられていたので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）の後の平成10年2月23日付けで、30万円に減額されていることが確認できる上、申立人を除く2名についても、その標準報酬月額が遡及して30万円に減額訂正されているが、社会保険事務所において、係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の役員であったことが確認できるが、経理担当者は、「申立人は、A社において、現場担当者として勤務していた。」と証言している上、事業主は、「申立人は現場担当であり、経理のことは分からないと思う。」と証言していることから、申立人が社会保険事務所に権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和62年4月から平成元年11月までは47万円に、元年12月から6年4月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月1日から平成6年5月31日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていることに驚いた。申立期間ごろは、50万から60万円ぐらいの給料をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年4月から平成元年11月までは47万円、元年12月から6年4月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年5月31日以降の同年7月22日に、申立人の標準報酬月額が4年7月から6年4月までは53万円から8万円に、8年9月13日に昭和62年4月から平成元年11月までは47万円から6万8,000円に、同年12月から4年6月までは53万円から8万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主を含む複数の者が、申立人は、A社において営業を担当しており、社会保険手続きを含む経理関係には全く携わっておらず、厚生年金保険の保険料を滞納していたことも

知らなかったであろうと証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である昭和62年4月から平成元年11月までは47万円に、元年12月から6年4月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 21 日から 41 年 9 月 21 日まで
社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については昭和 42 年 2 月 24 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

自分はB社C工場を退職した際、脱退手当金を受け取った記憶があるが、A社を退職した後では受け取っていない。

全く身に覚えが無いことで、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前のB社C工場を退職した際、脱退手当金を受給したとしているが、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 1 日以降の同年 5 月 21 日に、申立期間の対象事業所であるA社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているため、この間、厚生年金保険被保険者期間として継続しており、脱退手当金を受給したとする申立人の主張は、不自然である上、社会保険庁の記録上、B社C工場退職後に申立人に対する脱退手当金の支給記録は確認できない。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したときと同一番号で管理されており、申立期間後の被保険者期間が別番号となっていることを踏まえると、この間に脱退手当金を受給したため、番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の文字が表示されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、

申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 7 日から 46 年 11 月 6 日まで
社会保険庁の記録では昭和 41 年 3 月 7 日から 46 年 11 月 6 日までの期間が脱退手当金として支払い済みとなっている。46 年 11 月に出産のため退職したが、当時 A 社と、組合との間で退職後 10 年以内に復職できるという取決めがなされ、私は再就職の意志があり、厚生年金から脱退はしなかった。

脱退手当金を受け取った覚えは全く無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「厚生年金保険被保険者証」には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」には、申立期間に在籍していた A 社の手続代行により、昭和 46 年 11 月 5 日に当該裁定請求書が社会保険事務所に提出され、その後脱退手当金が小切手で交付され、国庫送金通知書が申立人の住所地へ発送されたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」の文字が表示されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 23 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、いずれの期間も脱退手当金を支給済みであると言われ、初めて脱退手当金制度のことを知った。会社から脱退手当金をもらうか否かを聞かれたことも無く、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 42 年 3 月 1 日の前後 5 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 33 名を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は 11 名であり、その全員に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある上、そのうち申立人を含め 9 名が資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、連絡先が確認できた複数名は会社が手続をしてくれたと思うと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間は、同一事業所（昭和 40 年 7 月 1 日本社一括適用となった）であり、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給したはずがないと主張するほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 11 日から 29 年 5 月 24 日まで
② 昭和 29 年 6 月 28 日から 31 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 31 年 6 月 27 日から 32 年 5 月 24 日まで
④ 昭和 32 年 6 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

年金の受給時に、社会保険庁の記録ではA社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済み期間とされていることが分かったが、脱退手当金を受領していないので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（現在は、厚生労働省）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、「保険給付」欄には、脱退手当金の裁定を行った記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 5 月 2 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、その後 15 年以上にわたって厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 1 月 25 日まで
④ 昭和 52 年 1 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額を社会保険庁が使用している標準報酬月額表と照合したところ、実際に支給された給与の額に比べて低い金額となっている。同社に在職していた当時、会社の担当者より、「標準報酬月額は常に満額です。」と言われていた。申立期間の標準報酬月額を、実際に支給された報酬に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管している給与明細において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までは 6 万円、50 年 10 月から 51 年 6 月までは 20 万円、51 年 8 月から 52 年 6 月までは 32 万円であり、一方、当該給与明細において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円、50 年 10

月から 51 年 6 月までは 18 万円、51 年 8 月から 52 年 6 月までは 20 万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円、50 年 10 月から 51 年 6 月までは 18 万円、51 年 8 月から 52 年 6 月までは 20 万円であり、当該額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月2日から同年12月23日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和43年1月30日にA社に就職して以来、平成6年9月30日に退職するまで、同社で一貫して電機部品の製造組立の業務に従事し、一度も退職していない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商工会議所の勤続6年の表彰状、申立期間に行われた社内技能競技大会の表彰状及び申立期間勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「申立人については、社会保険事務所の記録どおりの届出をしたと思われる。被保険者資格を喪失させている期間については厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、平成7年11月30日に申立人が被保険者資格を喪失した時に、当該事業所が作成した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の健康保険の整理番号は、申立人が同社において再度被保険者資格を取得した際に付番された番号であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和45年4月2日に資格喪失し、同年4月15日に健康保険証を返納し、再度、同年12月23日に資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人は、給与明細書、源泉徴収票等を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和42年6月から54年4月1日までの期間及び55年4月1日から59年2月1日までの期間、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。私は、42年6月から60年3月4日まで、同社に勤務し、同社B食堂で働いた。

その間、1日の勤務時間は6時間くらい、1か月に25日くらい出勤していた。A社B食堂は観光地ということで、土曜日、日曜日、正月、ゴールデンウィーク、盆休み等は、特別の事情が無い限り出勤し、週中の1日が休みだった。

A社で勤務していた18年間、保険料は給与から控除されていた。長い年月が経ち、参考になる資料は何一つ無いが、同社に勤めていたことは事実である。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は申立期間①のうち、遅くとも47年10月ごろ以降の期間及び申立期間②にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録から、申立期間①のうち、昭和42年6月から同年7月30日までの申立期間は、申立人は別の事業所において被保険者となっていることから、当該期間はA社に在籍していなかったことが認められる。

また、A社の事業を継承したC社では、社会保険事務所に届け出た申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決

定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を保管しているところ、同通知書に記載されている被保険者資格の取得日及び喪失日は社会保険庁の記録と一致する。

さらに、C社は、申立人の在籍期間について、「社会保険事務所に届け出たとおりの昭和54年4月1日から55年3月31日までの期間及び59年2月1日から60年3月4日までの期間についてパートタイマーとして在籍していたが、申立期間①及び②についての在籍は不明である。」と回答している。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、昭和42年8月1日から54年4月1日までの期間、申立人は国民年金の被保険者となっており、そのうち43年4月から44年3月までの期間は国民年金保険料の納付記録があり、47年4月から52年3月までの期間は国民年金保険料の申請免除の適用を受けている記録があることから、当該期間について申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月ごろから 36 年 10 月ごろまで
② 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 8 月ごろまで

会社名は覚えていないが、申立期間①について、コンベアーの設計製作をしている会社に勤務し、仕事は設計であった。

また、申立期間②について、会社名は覚えていないが、冷暖房設備の設計施工会社に勤務し、仕事は設計であった。失業することは無かったので、これらの期間について厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「勤務していた事業所の名称を記憶していない。」としているが、申立人が挙げた同僚が、「自分が昭和 35 年に A 社に入社した時点で申立人は、既に在籍しており上司であった。」と証言していることから、申立期間①に係る事業所は A 社である可能性がうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A 社は申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、上記の同僚からも同社における厚生年金保険の取扱いについての証言を得ることができなかった。

また、A 社の所在地及び事業目的について、同社に係るものと推測される登記簿謄本の記載内容と、同社の複数の元従業員の証言及び申立人の記憶がそれぞれ異なっており、申立人が申立期間①において勤務していた事業所は同社ではなかった可能性も否定できないことから、当時、申立人が勤務していたとする都道府県において、同社と名称が類似している事業所について調査したが、社会保険庁の記録において、適用事業所となってい

る類似名称の事業所は存在しない。

さらに、申立人は、A社はB社の下請けの会社であったと説明しているため、同社に照会を行ったが、「当時の関係資料が無いため不明である。」との回答であった。

申立期間②について、申立人が当該期間の後に勤務したC社が保管していた申立人の履歴書では、昭和37年10月からD社に勤務したとなっており、及び同社の厚生年金保険被保険者名簿により連絡先の判明した複数の元従業員が申立人のことを記憶していることから、申立人は当該期間について同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社は社会保険庁の記録によると、昭和39年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が挙げた同僚は連絡先が不明のため証言を得ることができず、さらに、D社は既に解散しており事業主とも連絡がつかないことから、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの保険料控除は不明である。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 36 年 11 月まで
② 昭和 41 年 7 月から 43 年 4 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 33 年 4 月から 36 年 11 月までと 41 年 7 月から 43 年 4 月までの期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

私は、昭和 33 年 4 月から 36 年 11 月までの期間は A 社に勤務し、41 年 7 月から同年 9 月までの期間は、B 社から毎日違うタクシー会社に派遣され、同年 10 月から 43 年 4 月までは B 社から C 社へ派遣されて同社専属で勤務していた。

いずれの期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた A 社の同僚の氏名が、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録で確認できることから、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は申立期間より後の、昭和 39 年 10 月 1 日に適用事業所となっている上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録により、申立人はその時期には他の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることから、同社における被保険者に照会をしたものの、申立人の勤務実態を確認できる証言を得ることができない。

また、申立人が記憶していた同僚の連絡先は不明のため聴取ができず、事業主も申立期間当時のことは調査不能としているため、勤務期間の確認はできない。

申立期間②については、申立人が B 社から派遣されたとする C 社の取締役

役の証言等から申立人がB社から派遣されてC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の取締役は「派遣されてきた臨時の乗務員には給与は支払っても、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している上、社会保険事務所の保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に重複や欠番は無い。

さらに、B社の登記簿謄本を管轄法務局に請求したが該当法人は見当たらず、同社は厚生年金保険の適用事業所としても見当たらない。

申立期間①及び②いずれも、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 58 年 10 月 5 日から平成 8 年 3 月 30 日まで
③ 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 12 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、A社、B社及びC社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私は友人の紹介でA社に入社し、昭和 49 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで勤務し、管工事の設計見積りの仕事をした。同社での名刺も持っている。

また、昭和 58 年 10 月 5 日から平成 8 年 3 月 30 日まで、B社で勤務し、設計見積りの仕事をしていて、同社での名刺も持っている。

さらに、友人の紹介でC社に入社し、平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 12 月 28 日まで勤務し、現場監督の仕事をしたが、いずれの期間も社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

これらの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の元取締役は、「同社は家族のみで経営しており、他人を雇ったことは無く、人数も少なかったことから厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。申立人の申立期間当時、申立人に管工事の設計見積りの仕事を度々依頼したことはあるが、業務委託のようなものであり、申立人とは雇用関係では無かった。申立人から厚生年金保険料を徴収したこと

は無く、申立人の申立内容は事実と異なっている。」と証言していることから、申立人は申立期間当時、同社の社員ではなく、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の元取締役に応立人の申立期間当時の同社の実態や申立人の勤務実態について文書照会を行ったが、元取締役から回答を得られず、勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人はB社の同僚等も覚えておらず、同社で申立人と同じように勤務した者を探ることができず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、C社の元取締役は、「申立人が当社に勤務していたのは、申立人が主張している平成8年10月1日から11年12月28日の間ではなく、13年8月28日から14年1月までの期間、同社で勤務していた。申立人は厚生年金保険の加入を希望せず、本人との合意の上で、厚生年金保険には加入しなかった。給与から源泉控除したものは所得税のみであった。申立人の申立内容は事実と異なっている。」と証言している。

また、申立人の申立期間にC社において厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、連絡先の判明した13人に文書照会を行い、このうち6人から回答を得たが、申立人が申立期間に同社に在籍していたという証言は無いことから、申立人は申立期間当時、同社には在籍しておらず、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが認められる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、A 県にあった B 社で事務員として勤務していた。当時、健康保険に加入していることは認識していたが、厚生年金保険に加入していることは知らなかった。年金の裁定請求時に脱退手当金が支給されていることを知り、厚生年金保険に加入していたことが分かったが、社会保険庁の記録では当該期間の脱退手当金が支給されていることになっている。同社を退職後、学校に入学し住所も移転しているため手続を行ったことは無く、脱退手当金を受け取ったことも無いため支給されたことになっているのはどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 9 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 36 年 9 月 19 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、52 年 7 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月ごろから44年5月ごろまで
私は、昭和43年11月ごろにA社の役員の運転手及び運送の仕事をしていましたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が発行した申立人のA社での雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人が、申立期間のうち昭和43年11月1日から同年12月2日までの期間は、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当社が保管している昭和38年から申立期間までの厚生年金保険の加入者のリストを確認したところ、申立人の氏名は無い。また、厚生年金基金の記録も無い。」と回答しており、同社が加入していたB健康保険組合も「当時の加入記録の中に申立人の記録は見当たらない。」と回答している。

また、A社は、当時の人事及び給与関係書類を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録のほか、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無く、氏名の重複等の不自然な記載もみられない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 30 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 31 日まで
③ 平成元年 9 月 1 日から 2 年 6 月 30 日まで
④ 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から定年退職した平成 18 年 3 月 31 日までの期間、A 社グループ一筋に勤務した。毎年、昇給しているはずであり標準報酬月額が下がることはあり得ない。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「毎年、昇給しているはずであり標準報酬月額が下がることはあり得ない。」旨を主張しているが、申立人が挙げた同僚の社会保険庁の被保険者記録を確認したところ、申立人の記録と同様に、標準報酬月額が下がっている期間があることが確認できる。

また、上記の同僚は、「当時の給料は、管理職でない間は残業代が加算されたが、課長に昇進すると固定給は上がるが、残業代が加算されなくなった。このため、一時的に給与の支給額が減ることもあった。」と証言している。

さらに、A 社に照会したところ、「申立てに係る会社は当社のグループ会社なので、当社と同様とは言えないものの、給料の中には変動給も含まれており、この中には残業手当や家賃補助等がある。これらの変動給は、要件を満たした場合に支給される。」旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで
私が代表取締役をしていたA社の売上の減少のため、社会保険事務所へ保険料納付の相談に行き、相談の結果、国民年金に切り替えた。
しかし、当時の標準報酬月額 50 万円が平成 5 年 7 月までさかのぼって修正されている。当時の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間について記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を 50 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 6 月 30 日）の後の平成 7 年 7 月 31 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の回答及び給与所得の源泉徴収票により確認できる。

また、申立人は「A社の社会保険関係の手続きは自分が行っており、平成 7 年 7 月 10 日ごろ同社の売上の減少のため、社会保険事務所に保険料の納付相談に行った。」と述べていること、さらに、標準報酬月額の訂正が事業主である申立人と取締役である申立人の配偶者に限られていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 7 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 34 年 9 月初めに入社し、38 年 12 月 10 日付けで夫に転勤辞令が出るまで、A社に事務員として継続勤務していた。申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いとのことであったが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の配偶者の日記及び申立期間に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、A社は、昭和 37 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険に新規適用されており、当該期間においては、厚生年金保険の適用事業所になっていない上、当時の同僚から、厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間には健康保険の整理番号に欠番がない上、申立人は、社会保険庁の記録どおり、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 37 年 8 月 1 日に取得し、同年 10 月 1 日に喪失していることが確認でき、健康保険証が返還されたことを示す「証返納済」の印も押されていることから、当該原票の事務処理に不自然さも認められない。

さらに、A社は、平成元年 12 月に解散しており、当時の事業主に当時の状況について照会したものの回答が得られず、当時の経理担当者も連絡

が取れないことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料や証言が得られない。

加えて、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1312 (事案 403 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 21 日から 36 年 12 月 7 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。私は、美術学校の学費を貯めるためにA社に当該期間勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、在職期間について、事業主の妻及び同僚から勤務実態の証言を得られなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 16 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は美術学校への入学、事業主の妻及び同僚の証言の再調査をしてほしいと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間のうち昭和 35 年 9 月 7 日から同年 12 月 7 日までの期間については、申立人は、社会保険庁の被保険者記録において、既にA社における被保険者として記録されていることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年1月1日から28年6月1日までの期間及び36年2月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者ではなかったことから、厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月21日から同年10月21日までの期間、32年2月21日から同年11月1日までの期間、33年2月1日から同年10月1日までの期間、37年1月25日から同年10月1日までの期間及び38年2月15日から同年9月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月1日から28年6月1日まで
② 昭和31年5月21日から同年10月21日まで
③ 昭和32年2月21日から同年11月1日まで
④ 昭和33年2月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和36年2月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和37年1月25日から同年10月1日まで
⑦ 昭和38年2月15日から同年9月26日まで

私は、昭和25年1月ごろから28年5月ごろまで、31年5月から同年10月まで、32年2月から同年10月まで、33年2月から同年9月まで、36年2月から同年9月まで、37年1月から同年9月まで及び38年2月から同年9月まで、A社に勤務した。

厚生年金保険の被保険者期間について、社会保険庁のオンライン記録では、昭和25年1月ごろから28年5月ごろまでの期間及び36年2月から同年9月までの期間は被保険者としての記録が無く、その他の申立期間は、脱退手当金が支給済みとなっている。しかし、私は、保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、申立期間は全期間同社に勤務していたし、脱退手当金については、昭和33年

の結婚を契機にもらった記憶はあるが、41年5月に受け取った覚えが無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の知人は、「昭和26、27年ごろに申立人が家を訪ねてきて、何か良い仕事がないかと相談を受けた。妻がA社で勤務していたので勧めた覚えがある。B社の勤務の後、A社で勤務し始めたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間①の一部期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を紹介したとする上述の者も、申立期間①において、A社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

また、別の同僚から聴取したところ、「A社では臨時社員が存在し、私も臨時社員のころは厚生年金保険に加入していなかった。」旨述べている。

さらに、A社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人の前記知人は、「昭和36年には、妻と一緒にA社で勤務していたと思う。」と証言している上、申立人が記憶している同僚も「部署は違っていたが、一緒に勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間⑤に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚から聴取を行ったものの、申立人の勤務実態や保険料控除に係る証言を得ることができなかつた上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A社の申立期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②から④まで、⑥及び⑦については、申立人は、「昭和41年5月31日に脱退手当金を支給されたということだが、その時には公務員の夫と結婚しており経済的に困ることはなかった。昭和33年の結婚の時にその資金の一部に充てたくて6,000円程の一時金をもらったことはある。」と述べているが、33年以前に厚生年金保険の被保険者資格のある期間を合計しても受給要件を満たさないことから、申立人が脱退手当金を請求したのは、37年10月以降であると考えられる上、申立人がもらったとする一時金の金額が脱退手当金として支給されている金額とほぼ一致し

ている。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても、昭和 41 年に受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④まで、⑥及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 46 年まで

私は、申立期間に、当時の A 社 B 局 C 分局で勤務していた。入社式の写真もあり、退職の時に一時金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社の年金関係の照会への対応を担当している D 年金基金に照会したところ、申立人は、昭和 43 年 11 月 1 日から 47 年 7 月 31 日の間、B 局において E 組合の組合員であり、47 年 8 月 1 日に退職一時金を請求し、受給していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚も E 組合の組合員であり、退職一時金を受給していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで
私は申立期間当時、知人の紹介により A 社に勤務し、B 社に 2 年、C 社に 1 年、D 社に 1 年程度派遣されていた。A 社は大手人材派遣会社だったので厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務して都内の B 社、C 社、D 社に派遣されていたとする主張は同社の業務内容や派遣先の記憶が具体的であることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当時の A 社の従業員が、「A 社の社員は親族関係者が多く、申立人については記憶していないが、当時はマネキンが多数在籍し、その者たちは厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、同僚や役員の名前を記憶していないことから保険料控除に関する証言を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年8月31日まで

私は大学を卒業後、昭和32年4月にCにあったA社に入社し1年4か月間勤務した。当該事業所が適用事業所として記録がないという社会保険事務所の回答には納得できない。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたと述べているが、同社についてB協会に問い合わせをしたところ、同社は、昭和29年3月において廃業となっている、との回答であり、申立期間に同社が存在していたことを確認することができない。

また、法務局における登記登録の旧目録にもA社の記録は確認できない。さらに、社会保険庁の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、申立人は、給与明細書等、申立てに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立人はA社での同僚や役員に関する記憶も無いことから、申立期間の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることもできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年5月1日から9年11月30日までの期間及び10年1月1日から同年3月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成9年11月30日から10年1月1日までの期間及び10年3月26日から13年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月1日から9年11月30日まで
② 平成9年11月30日から10年1月1日まで
③ 平成10年1月1日から同年3月26日まで
④ 平成10年3月26日から13年12月1日まで

申立期間①及び③については、実際に受け取っていた報酬に比べて、その期間の標準報酬月額が著しく低い。申立期間②及び④については、私はA社において、代表取締役として昭和62年9月1日から平成13年12月1日まで厚生年金保険に加入していた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）の後の平成9年12月2日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられ、申立期間③に係る標準報酬月額については、同社が平成10年1月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所になった後、再び適用事業所でなくなった日（平成10年3月26日）の後の11年6月11日付けで、さかのぼって30万円に引き下げ

られていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間①及び③当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、商業登記簿及び社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人は、「このような標準報酬月額の見直しについて知らなかった。」と述べているが、複数の者から、「申立人は代表取締役として、名実ともに会社の実権者であった。」旨の証言があることから、代表取締役である申立人が当該見直し処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額の記録を見直しする必要は認められない。

2 申立期間②及び④については、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、昭和62年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、平成9年11月30日に適用事業所でなくなり、その後、10年1月1日に適用事業所となった後、同年3月26日に適用事業所でなくなっており、申立期間②及び④については、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間②及び④に勤務していた者から聴取したところ、「その当時は会社経営が厳しいところで給料自体、支給されていたかどうか分からない。保険料の控除については記憶に無い。」と述べている。

さらに、A社は既に解散しており、同社の事業主であった申立人や、同社の決算、税務事務等を委託されていた税理士事務所では、当時の源泉徴収簿等の関係資料は保存していない、としているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 18 日から 52 年 9 月 18 日まで
社会保険庁の記録では、A社の記録が欠落している。同社では、配送業務を担当し、集金業務や取引先の開拓も行っていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容や勤務地の周辺事情にも詳しいことから、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚に照会したところ、「A社にはパート従業員も存在したため、正社員の人数は分からない。」としつつも「30名程度の従業員はいた。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する被保険者記録では、同社における被保険者数は18名であることが確認できる。

また、申立人は申立期間において、A社で雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらにA社の元社長によると、同社では平成9年に会社が倒産した時に社内資料をすべて破棄したので、申立期間当時のことを確認できる資料は無いとしており、保険料控除に関する事実を確認できない。

加えて、A社が加入していた健康保険組合では、保存期間経過のため申立期間の記録を確認することができず、申立人は、申立期間についての記憶も曖昧である上、給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を保管していない。

また、社会保険事務所が保管する、昭和49年から54年の間にA社において厚生年金保険の資格を取得した同僚の厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の記録は確認できず、欠番も見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月ごろから平成2年2月1日まで
昭和63年1月ごろからA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は、平成2年2月1日から加入となっているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA社に勤務していたことは、申立人が所持している生命保険設計士の認定証及び10年勤続表彰記念の時計の記載により推認できる。

しかし、申立人は退職時の資格である準職員1級に、いつ昇格したか記憶は定かでないとしているものの、元同僚は、「入社後3か月間の見習期間中の募集成績により格付査定があり、資格によって厚生年金保険への加入・非加入の取扱いがなされていた。正職員1級、2級、3級及び準職員1級の資格者は厚生年金保険に加入したが、準職員2級及び準補の資格者は非加入の取扱いであった。」と証言している。

また、記録が確認できる二人の同僚は、入社から1年以上後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社の清算人からは、「申立てどおりの厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料納付を行っていないが、その理由は不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から23年4月1日まで
私は昭和20年9月に兵役を解かれ、A市へ帰還後、元の職場へ行ったがほとんどの物資は統制下に置かれ、休業中であった。
知人から元の職場が事業再開するまでという条件で昭和20年9月から23年3月末までB社に就職した。
しかし、社会保険庁の記録では、この期間の記録が欠落しているので調査の上、厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が退職するに当たり、経理業務を引き継いだとする同僚の証言と申立人が記憶している仕事の内容が一致していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等、保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も無い。

また、申立人は当時の同僚として4名の名前を記憶しているが、そのうち3名については、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が無く、申立人の後任者で記録のある者は、「私は、入社から約1年半後に厚生年金保険被保険者になっており、厚生年金保険の手続きがどのように取り扱われていたか不明である。」と証言している。

さらに申立人は、「当時役員であった者から、『以前勤務した事業所が再開するまで』という条件で入社したので、正規社員の扱いではなかったかもしれない。」と述べている。

なお、その者は既に故人となり申立人がどのような雇用形態で採用され

たか確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時、被保険者は 33 名おり連絡が取れたのは申立人の後任者 1 名のみで申立人の氏名は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月から 8 年 4 月まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、平成 8 年 6 月 5 日に、さかのぼって 41 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているのは納得がいかないもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 8 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同日後の同年 6 月 5 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、41 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖事項全部証明書から、申立人は申立期間当時、A社の役員であることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録があることから兼務役員であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社の経理担当として元代表取締役とともに厚生年金保険料の滞納の件で数度、B社会保険事務所の職員から指導を受けた。社会保険事務所に対する訂正処理の手続きや書類の作成等も行った。」と述べている。

加えて、元代表取締役は、「当該訂正処理は、私と申立人とで行った。」と述べていることから申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務を担当する取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 4 日から 42 年 9 月 26 日まで
昭和 42 年 9 月 26 日にA社を退職し、10 月初めに結婚準備のためにB県にある実家に帰った。その後、同社やC社会保険事務所に行ったことは無い。社会保険事務所の記録では、同年 11 月 1 日に脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金制度も知らないし、結婚後すぐに国民年金に任意加入をしている。

脱退手当金を受給していないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、昭和 36 年 2 月 1 日から 43 年 12 月 30 日までの間に資格喪失した者で、脱退手当金の受給資格を満たしている者 9 名の支給記録を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、その全員の被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、そのうち 6 名は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給がなされているほか、同社の社長が申立期間当時に退職する女子社員が脱退手当金を受給できることを喜んでいたことを記憶していると述べていることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 11

月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないか
えなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を支給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっている。当時は月額 180 万円ぐらいの報酬を得ていたので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年 8 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 14 年 6 月までは 62 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（14 年 10 月 31 日）の後の同年 11 月 7 日付けで、さかのぼって 11 年 8 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 14 年 6 月までは 9 万 8,000 円に、同年 11 月 12 日付けで 11 年 8 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円から 9 万 8,000 円に標準報酬月額の訂正が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所の職員から、「滞納保険料が払えなければ、従業員の年金が減ることになるし、取引先の売掛金を差し押さえる。納付してある社長の保険料の一部を滞納部分に充てれば解決できる。」旨の話があり、従業員に迷惑を掛けたくなかったので、訂正処理に了承したと述べており、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役と

して、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から31年12月1日まで
私は、昭和22年10月7日に駐留軍A基地内の将校クラブに採用され、43年3月5日の退職まで同じ所に勤務していた。申立期間の厚生年金保険の空白期間があるはずがない。この期間は調達事務員として働き、給料から保険料を控除されていたので厚生年金保険の被保険期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局C事務所の退職証明書により、申立人が申立期間に駐留軍A基地内将校クラブで調達事務員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日からは、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならない取扱いとされたため、将校クラブにおいて勤務していた申立人については、当該通知どおりに厚生年金保険被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

また、申立人が名前を挙げた同僚も申立人と同様に昭和26年7月1日に資格喪失をしていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者になっていない。私は、昭和 17 年 6 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に勤務して厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）が施行された昭和 19 年 6 月 1 日と同日になっており、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法の適用事業所ではなかったものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録のほか、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の厚生年金保険記号番号の前後は、連番となっていて、いずれも資格取得年月日は、厚生年金保険法が施行された日となっていることから、申立人の記録は、同法の附則第 1 条及び第 3 条に基づき昭和 19 年 10 月 1 日から保険料の徴収が行われたものと認められる。

さらに、A 社は、「同社が厚生年金保険制度に加入したのは、制度発足時の昭和 19 年 10 月 1 日だと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから33年ごろまで

私は、昭和28年ごろから33年ごろまでA病院に正社員として勤務し、入院事務の仕事をしていた。記憶に基づいた申立てなので、申立期間は多少異なるかもしれないが、4年6か月ほど勤務をしていたと思うので厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA病院の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立期間当時に使用していたとする通称名での記録を確認することができる。

また、申立人が申立期間当時に通称名を使用していたことについては、申立人の姉が「申立人が姓名判断により、通称名を使用していた。」と証言している上、元同僚の一人が「申立人が名乗っていた氏名が通称名であるとは知らなかった。」と証言していることから、事業所の社会保険事務担当者も通称名で届出を行ったものと考えられ、上記の記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、上記の加入記録を確認したところ、昭和32年2月28日に申立期間に係る脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、当該脱退手当金について申立人から聴取したところ、「実姉より、当時は脱退手当金を受給することが普通であったと聞いた。私も受給していたような気がする。」旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。